

第 20 回香川県環境審議会生活環境部会

議 事 録

第 20 回香川県環境審議会生活環境部会議事録

1 日 時 平成 28 年 3 月 10 日 (木) 14:00～16:00

2 場 所 ルポール讃岐 2 階 中ホール

3 出席者

(出席委員)

- ・新見 治 委員 (部会長)
 - ・末永 慶寛 委員
 - ・須那 滋 委員
 - ・多田 正彦 委員
 - ・常川 真由美 委員
 - ・吉田 英子 委員
- 出席委員 6 名

(事務局)

- ・壺井 環境管理課長
 - ・中川 環境管理課副課長
 - ・大倉 環境管理課課長補佐
 - ・佐藤 環境管理課主任
 - ・蓮井 環境管理課主任技師
 - ・中根 環境管理課技師
 - ・大倉 環境管理課主事
 - ・今雪 環境保健研究センター所長
- 事務局 8 名
- (オブザーバー)
- ・今岡 高松市環境指導課課長補佐

4 欠席委員

- ・大西 秀人 委員
- ・三野 八重子 委員

5 議題

- ・審議
 - ① 平成 28 年度水質測定計画 (案)
 - ② 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正 (案)
- ・報告
 - ① 平成 26 年度水質測定結果の概況
 - ② 里海づくり事業及びかがわ里海大学 (仮称)

6 配布資料

- ・資料 1 「平成 28 年度水質測定計画 (案)」及び「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正 (案)」について (諮問)
- ・資料 2 平成 26 年度水質測定結果の概況
- ・資料 3 平成 26 年度水質測定結果
- ・資料 4 平成 28 年度水質測定計画 (案) の概要
- ・資料 5 平成 28 年度水質測定計画 (案)
- ・資料 6 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正 (案) について
- ・資料 7 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正 (案) に対するパブリック・コメントで提出された意見とそれに対する県の考え方
- ・資料 8 香川県環境審議会生活環境部会委員名簿
- ・資料 9 香川県環境審議会条例・香川県環境審議会運営規程
- ・かがわ里海大学 (仮称) について
- ・かがわ里海かわら版
- ・かがわ「里海」づくりビジョン

7 議事録署名委員

- ・多田 正彦 委員
- ・吉田 英子 委員

【議 事】

中川 副課長

会議に入ります前に、委員の皆様にご報告させていただきます。本日の会議開催に当たりまして、記者発表、県ホームページを通じまして県民の皆様にご周知いたしましたところ、1名の傍聴希望者が来られておりますので御入場いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまから、香川県環境審議会生活環境部会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、環境管理課長の壺井から御挨拶を申し上げます。

壺井 課長

県の環境管理課長をしております壺井でございます。本日は、新見部会長を始め、委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、本日の会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃の本県の環境保全行政につきまして、御支援、御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。後ほど御報告させていただきますが、平成26年度の本県の河川や海域の水質は、カドミウムや鉛等の健康項目は全ての地点で基準を達成しております。ただ、生活環境項目については、有機汚濁の指標であるBODとCODは、河川で69%、海で43%の環境基準の達成率ということで、全国平均の河川が94%、海域が79%と比べますと、非常に悪い状況となっております。県といたしましては、工場・事業場の排水対策、また下水道や合併処理浄化槽を始めとする生活排水対策を進めておりますが、それに加えまして平成25年度に「かがわ『里海』づくりビジョン」というものを作りまして、里海づくりという活動に取り組んでおります。瀬戸内海を「人と自然が共存する持続可能な豊かな海」にすることを目指して、各種の事業に取り組んでおります。その中には海ごみ対策といった、皆様の御協力をいただかなければ実施ができないような地道な事業もございます。本日は知事から2つの事案を諮問させていただいております。1つ目は、平成28年度水質測定計画（案）でございます。水質汚濁防止法に基づきまして、国・県・市町が来年度に実施しようとする河川や海、地下水等の測定について必要事項を定めようとするものです。2つ目は、条例規則の一部改正（案）でございます。水質汚濁防止法に基づくトリクロロエチレンの排水基準が強化されました。この法律の基準を条例にも適用しようとするものです。これらについて御審議いただいた後、かがわ里海大学の開校について、御報告させていただきたいと思っております。4月1日から里海づくりを牽引する人材育成を行う目的で、かがわ里海大学というものを開校したいと考えております。最後になりましたが、本日は皆様の御意見を賜りまして、本県の環境保全に一層努めて参りたいと考えておりますので、御審議をよろしくお願いいたします。

中川 副課長

それでは、会議に移りたいと思っております。

ただいま、委員の御出席の状況は、8名中6名でございます。従いまして、香川県環境審議会条例第7条第2項で定められた定足数を満たしており、本会議は成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、お手元の資料の確認をお願いいたします。本日配布しております資料は、次第のとおりでございます。資料1が諮問の文書です。資料2が平

成 26 年度の水質測定結果の概況になります。資料 3 が冊子になっておりまして、平成 26 年度の水質測定結果です。資料 4 としまして、水質測定計画（案）の概要になります。資料 5 がまた冊子になっております水質測定計画（案）です。資料 6 が香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）についてという文書です。資料 7 が一部改正に関するパブリックコメントで提出された意見とそれに対する県の考え方という資料になります。資料 8 は委員名簿です。資料 9 が香川県環境審議会条例と香川県環境審議会運営規定です。それと、次第にはございませんが、課長から御説明申し上げましたかがわ里海大学というものを 4 月 1 日から開校予定でございますので、「かがわ里海大学（仮称）」と書かれた A4 1 枚の資料、最近の里海づくりの活動を書いております「かがわ里海かわら版」、それから、「かがわ『里海』づくりビジョン」というものをお配りしております。以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、ここからの会議の進行は、審議会条例第 7 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき、部会長の新見先生にお願いしたいと存じます。新見先生、よろしくお願ひいたします。

新見 部会長

それでは、会議を進めさせていただきます。

まず、審議に入ります前に、審議会運営規程第 4 条第 2 項に規定されております、会議録に署名をいただく委員を私から指名させていただきます。

本日は、多田委員さんと吉田委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、審議に移ります。本日は次第にありますとおり、知事から諮問を受けている事案が 2 件ございます。まず「平成 28 年度水質測定計画(案)」について審議をお願いするわけですが、審議に際しまして、あらかじめ香川県の水質の状況について御理解いただく方が、審議がよりスムーズに進むと考えられますので、まず、資料 2 にあります「平成 26 年度水質測定結果の概況」について、事務局から説明をお願いします。

大倉 課長補佐

(資料 2 及び 3 に基づき「平成 26 年度水質測定結果の概況」について説明)

新見 部会長

ありがとうございました。平成 26 年度の水質測定結果について概要報告をいただきまして、対策等についても御説明いただきましたが、折角の機会ですから、委員の方、御意見や御質問をお願いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

須那 委員

有機物汚染のことです。河川や海域、特に海域については僅かですが上昇が見られますが、有機物汚染の原因としては、日常生活の排水や、し尿処理などの関係もあると思うのですが、下水道処理以外で、地域の農村部等での排水処理施設の充足状況・整備状況はどのようになっていますか。

壺井 課長

汚水処理人口普及率という、生活排水の処理人口を総人口で割った割合を指標としております。香川県の場合、平成 27 年度 76%達成を目標に全県域生活

排水処理構想というものを作っておりまして、平成 27 年度の率は 76%を達成できるかどうかというところです。全国と比べてみますと、下から数えた方が早いという状況で、四国 4 県全てそうなのですが、関東等と比べて下水道の普及が遅かったので、汚水処理人口普及率が 70%代となっております。首都圏では 90%を超えているところが多くありますが、今の経済状況では下水道の普及は中々進んでおりませんので、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等で生活排水対策を進めていこうと考えております。

須那 委員

合併処理浄化槽の場合、以前は補助制度があったように思いますが、現在もあるのでしょうか。

壺井 課長

ございます。所管が廃棄物対策課というところになります。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する際に、市町を通じて県も補助しておりますし、単独処理浄化槽を撤去する費用も、全市町ではありませんがしている市町もあります。

新見 部会長

他にございますか。

今のことに関連して伺いたいのですが、香川県も比較的早い時期に集落下水道のアイデアがありましたよね。個々ではなく集落単位でやっっていこうということが試みられたと思うのですが、その後の状況はどのようでしょうか。

壺井 課長

部会長がおっしゃるのは農業集落排水施設や漁業集落排水施設のことだと思います。漁業集落排水施設は残念ながら初期に整備しただけで今は新しい設置はありません。農業集落排水施設の整備としては、三木町で下水道の処理施設を使って生活排水の処理を進めようとしております。全般的には農業集落排水施設や漁業集落排水施設の整備は進んでいない状況です。

新見 部会長

ありがとうございました。

常川 委員

下水道の整備について、自治体ごとに統計を取っていたと思うのですが、市町ごとのバラつきがあれば紹介していただきたいと思います。

壺井 課長

例えば、直島町は島しょ部でありながら居住地域はほぼ下水の処理区域になっておりまして、平成 26 年度末が 93.8%。下水道が付いていないところとして、小豆島町、土庄町等は 0%です。高松市の下水道普及率は 63.2%。東かがわ市は 1.8%。市町によって早く下水道整備を始めたところは高い数字ですし、そうでないところは低い数字となっております。

常川 委員

ありがとうございます。

末永 委員

43 ページの坂出港 B 類型、番の州 B 類型のところ、今のところまだ環境基準を下回っているということなのですが、傾向として徐々に上がってきてい

と思います。これは生活排水というより産業系の排水の影響が強いと解釈してよいのですか。

大倉 課長補佐

COD の負荷量は産業系にしても生活系にしても確実に減ってきています。COD が高い一つの要因としては、これまでに溜まっていた窒素・磷が生物に取り込まれる、いわゆる内部生産というものがあります。生物に取り込まれることで、有機化している影響があるのではないかと言われています。

末永 委員

本当に似ていますよね、この2つ。場所が近いっていうのもあるのでしょうか、平成13、14年あたりから若干上がり気味になっている。

大倉 課長補佐

東讃海域や備讃瀬戸も、平成に入った頃からですね。非常に小さいレベルの話ですので、上がっているのか下がっているのかという評価をするのが難しいところではあるのですが、平成に入ってから、先生のおっしゃるように上がり始めているのかも知れません。ただ、よく分かっていないというのが実情で、国の方でも栄養塩の解析について、ようやく調査も始まったところです。

末永 委員

内部生産とおっしゃいましたが、この傾向が続くとなると、そういったものも何らかの評価ができる観測が必要かも知れないですね。

それともう1つ、弁天川の話ですが、私がこちらに来た頃は、あそこは日本でも屈指の水質の悪さだったのですが、今は完全に見違えるようなことになっています。これは具体的には規制を工場系にかけたということですか。

大倉 課長補佐

弁天川の辺りは、急激なベットタウン化が進み、人が急に増えたことが水質悪化の一番の原因であると考えています。生活排水の影響は大きいですし、また、産業系の排水もあり、生活系と産業系の排水で負荷量の97%と、ほとんどを占めておりましたので、生活排水対策と産業系の規制も十分に取り組んでいました。下水道の整備も進みましたので、生活系が非常に改善したというところはあるかと思います。

末永 委員

原因が分かっていればそれで良いです。二度とこういうことはしてはいけないという例になるかと思います。ありがとうございます。

須那 委員

水質の健康項目にあるトリクロロエチレン汚染のことです。トリクロロエチレンというと、2年ほど前にIARCというがん研究機関が人に対して発がん性があるというグループ1にランクアップし、これからは管理がますます厳しくなるかと思います。香川県のPRTRの報告書を見ますと、平成13年に年間300トンぐらい環境中に排出されているようだという推計が出ております。その中でも届出対象外の事業所の使用がほとんどであると。ほとんどは大気中に放出されたものかも知れませんが、水質の汚染につながるようになってきているのかも分かりません。そのあたりをどのように把握なさっているのかをお伺いします。

壺井 課長

クリーニング店でよく使われていた他に、金属や機械の油汚れがよく取れるということで、そういった工場で使われてきました。現在ではトリクロロエチレンが発がん性を有することが分かりましたので、代替品が使われております。ただ、昔ドライクリーニングをしていた付近の地下水はトリクロロエチレン濃度が高いということで未だ検出されておまして、監視を続けております。濃度が高いところについては、揚水して処理を行っています。

大倉 課長補佐

ドライクリーニングなどは代替品になっていると思うのですが、工業用の溶剤として一部残っているようでして、そういうところの排出があるのかと思いますが、PRTR 担当者がこの場に不在のため、詳しいことは分かりません。

新見 部会長

私も折角の機会ですから 2 点お聞きします。1 つ目は、河川の環境基準の達成率を類型別に比べた場合についてです。秋口に行った学会で、達成率の低い県として奈良県と香川県が代表例で挙げられたのです。達成率が低い理由として、下水道の普及率が低いなどで説明されたのですが、改めて資料を見させていただきますと、河川の達成率は香川県と全国で大きな開きがありますが、よく見ると C、D、E の悪い類型の達成率は香川県で 100%なんですね。問題は、A 類型、B 類型のところで差がついてしまうことです。類型が定められた当時、昔のイメージで高いものを要求されたのかも知れませんが、達成率の低さを指摘されたときに、それぞれの観測地点の上流側の環境がどうなっているのかを把握しておけば、弁天川のような形で答えられるし、対応もできるかと思えます。単純な達成率だけの比較をされると、よろしくないイメージを与えてしまうので、そのあたりを整理していただいて、なぜこうなっているのかを幅広い視点から県民に答えていただくことを、是非ともお願いしたい。

もう 1 つは、先ほど地下水でトリクロロエチレンの話が出てきましたが、結局深い地下水なのか浅い地下水なのかで変わると思えます。浅い方が循環速度も速いでしょうからそんなに長く滞留しないのですが、深い地下水でしたら循環しづらくなりますので、井戸の観測をされるときはどの深さのところに原因があって、どの深さを観測しているのかという情報をいただければありがたいと思えます。確かに飲用にはしていないから良いのですが、渇水時には地下水を利用しようという話も出てきますから、どこが汚染されていてどこが大丈夫なのかというところを伝えていただければ良いかと思えます。逆に、測っていないところは一般的に大丈夫だと考えたいのですが、そのあたりをお願いします。

大倉 課長補佐

地下水のことからお答えします。地下水が構造的にそれ以上浸透しない層がありますので、それを越えての汚染があるかどうかで対策や調査が変わります。粘土質などの地下水が浸透しない層がどの深さにあるか等の調査をしながら汚染の範囲を念頭に置いて調査しています。基本的にはここに今出ていなければ御心配のない範囲であるかと思っております。

最初の質問については、環境基準の類型指定は利用目的に応じてなされるものですから、香川県の場合は小さい河川でも水道に利用したり利用度がとにか

く高く、他の地域よりも高い類型に指定せざるを得ないという特異な状況がございます。このため、A 類型や B 類型といった厳しい基準を設定しているところはどうしても達成が難しく、他県よりがんばらないといけない状況かと思えます。

新見 部会長

ありがとうございました。

他にございますか。時間をかけて色々な形で香川県の環境の状況を理解することができました。それでは、知事から諮問を受けております「平成 28 年度水質測定計画（案）」について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

大倉 課長補佐

（資料 4 及び 5 に基づき「平成 28 年度水質測定計画（案）」の説明）

新見 部会長

ありがとうございました。ただいま「平成 28 年度水質測定計画（案）」について御説明いただきましたが、御質問や御意見がございましたらお願いいたします。

多田 委員

資料 4 では、海域で環境基準点 32 地点、補足地点 7 点とありますが、資料 5 の図の方は 31 地点で、これは何か違うのでしょうか。

大倉 課長補佐

COD の環境基準点が 31 地点、窒素・燐の環境基準点が 25 地点ございます。さらに水生生物保全環境基準点もあり、環境基準点が重なっている地点もありますので、環境基準点というところの地点数になります。

多田 委員

分かりました。

新見 部会長

他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見もないようですので、この審議内容について、本部会として、諮問のとおりで差し支えないということで決議してよろしいでしょうか。

（異議なし）

新見 部会長

ありがとうございました。それではそのようにしたいと思います。

それでは、次の審議事項に移りたいと思います。「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）」について、事務局から御説明をお願いいたします。

大倉 課長補佐

（資料 6 及び 7 に基づき「香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正（案）」について説明）

新見 部会長

ありがとうございました。ただいま事務局から御説明がありましたが、この件につきまして、御意見、御質問等をお願いしたいと思います。

多田 委員 トリクロロエチレンの現在の排水基準が 0.3mg/L ということですが、現在これを超えているところはないのですか。

大倉 課長補佐 ありません。

多田 委員 排水基準が 0.1mg/L になるとオーバーするところはあるのでしょうか。

大倉 課長補佐 今のところ、ないと考えております。

須那 委員 参考までに、先ほどの地下水汚染の地域の地下水では、どれくらいのレベルが検出されるのでしょうか。

大倉 課長補佐 測定結果の 135 ページに概況調査での検出範囲を載せております。概況調査では環境基準の超過はありませんが、多少検出されています。次のページの継続監視調査をご覧くださいますと、トリクロロエチレンは検出されないところもございますが、最大では 0.022mg/L といったレベルで検出されています。

須那 委員 大体、環境基準の倍程度ということですね。分かりました。ありがとうございます。

新見 部会長 他にございますか。よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見もないようですので、この審議内容に関して、本部会として諮問のとおりで差支えないとしてよろしいですか。

(異議なし)

新見 部会長 ありがとうございます。ではそのようにいたします。

なお、審議会運営規程第 6 条第 2 項では、部会の審議結果を会長に報告することとなっており、第 7 条第 1 項では、部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができるとなっております。会長の同意を得まして、本決議を審議会としての決議とさせていただきたいと存じます。

その他に事務局から御報告事項等がありましたら、よろしく願いいたします。

大倉 課長補佐 (配布資料に基づき「里海づくり事業」について報告)

新見 部会長 ありがとうございました。

ただいまの御説明を含めまして、全体を通じまして、委員の方から何か御意見や御質問がございませんでしょうか。折角の機会ですから、よろしくお願いいたします。

吉田 委員

里海大学の募集は、どのような形でののですか。

大倉 課長補佐

今パンフレットを作っておりますので、それを配布させていただいたり、マスコミにも取り上げていただけるようお願いをしたり、インターネットでもホームページや facebook など色々な手法で周知いたします。また、各大学に配布させていただいたり、かがわ「里海」づくり協議会の各団体などを通じて周知させていただきたいと思っております。

常川 委員

調査研究のところで、色々な公設試験研究機関の調査結果がリンクできていないなと思っております、こういうことも何かの形で連携や調査結果の共有などを工夫してもらえると、開かれた公設試験研究機関になるのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

大倉 課長補佐

ありがとうございます。アーカイブ化してホームページ上ですぐ見られるとといったものにしていきたいと考えております。

大倉 課長補佐

(環境省の「グッドライフアワード」及びプラチナ構想ネットワークの「プラチナ大賞」の受賞等について報告)

新見 部会長

他にございませんでしょうか。

他にございませんようですから、本日の環境審議会生活環境部会の審議を、これで終了させていただきます。委員の皆様、たくさん御意見いただきましてありがとうございました。

中川 副課長

新見先生始め、委員の皆様方には、大変貴重な御意見等をいただきまして誠にありがとうございました。

今後とも、なお一層の御支援・御指導をお願いいたします。これをもちまして、環境審議会生活環境部会を終了いたします。本日は、誠にありがとうございました。